

議案第 6 0 号

八幡浜市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市簡易水道事業の設置等に関する条例（令和 2 年条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第 3 条関係）			別表（第 3 条関係）		
簡易水道名	計画給水人口	計画 1 日最大給水量	簡易水道名	計画給水人口	計画 1 日最大給水量
（略）			（略）		
中当条例水道	（略）		中当条例水道	（略）	
			上高野地条例水道	7 0 人	1 0 . 5 m ³

附 則

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

提案理由

八幡浜市簡易水道事業の一部を八幡浜市水道事業に統合することに伴い、所要の改正を行うため。

